

# 2009 年度 学会奨励賞 選考結果と受賞の言葉

## 第 11 回学会奨励賞授賞理由

---

学会奨励賞選考委員長 宮澤節生

2009 年中に出版された著書・論文を対象とする第 11 回学会奨励賞は、著書部門では 2 冊に授与することになりましたが、論文部門では授賞作なしという結論になりました。下記のとおりです。

### 1. 著書部門

#### (1) 常松 淳『責任と社会：不法行為責任の意味をめぐる争い』（勁草書房）

本書は、著者が東京大学に提出した社会学の博士論文に基づくものです。著者は、加害者の責任を問う際に人々が道徳的責任を期待し、また近年、被害者の心や感情を正面から取り扱うことへの要請が高まっているにもかかわらず、法的に不法行為責任が問われる場合には金銭的賠償に切り詰められることに注目して、その乖離の原因を法的思考、すなわち法律家集団にとって自明とされている考え方や議論の仕方に求めるという視点から、法律専門家による法的責任の取り扱い方を再検討しようとしています。その際に著者は、「内的視点を通過した外的視点」とでもいうべきアプローチを採用します。日本にも司法試験合格という経歴を共有する法の解釈共同体が存在すると考え、その共同体の内的視点を理解したうえで、その内的視点が法的責任の実効化を限界づけるうえで果たしている機能を解明しようとするのです。このような方法論を採用する著者が具体的に分析対象とするのは、我妻栄の 1939 年の著作から内田貴の 2007 年の著作に至る、代表的な民法学者 10 名の著作で、過失が客観化されて道徳的屬性から切り離され、不法行為制度の目的・機能として損害填補・被害者救済が抑止や制裁よりも優先的な序列を与えられる過程を追跡していきます。

本学会においても、法解釈理論自体を分析対象とする研究は最近行われておらず、そのような研究に社会学者が取り組んだということ自体において、本書が登場した意義は高く評価することができます。その分析は、法社会学者も自明視しがちな多くの論点に疑問を提起するものであり、きわめて綿密なものであって、その点もまた高い評価に値します。

もっとも、平井宜雄教授が 1980 年代に批判したように、日本の民法解釈学では、法社会学的検討を踏まえたアプローチが有力に存在しており、内的視点にのみとどまる解釈共同体が存在するかどうか疑わしいという批判がありえますし、個々の法学者の議論に対する理解についても疑問を提起される可能性があるでしょう。また、著者の分析は、結局、裁判実務において不法行為責任が金銭賠償に限定されてきたのは支配的民法解釈学説の影響によるということに帰着するように思われますが、一方では、その結論自体はきわめて常識的なもののように思われますし、他方では、裁判実務に対する学説の影響力を

過大評価しているという批判がありうるでしょう。さらに、不法行為紛争における被害者の日常的期待とその法的処理が乖離していく過程を分析するとすれば、現実の紛争事例を追跡調査したほうが、社会学者独自の貢献をなしたのではないかという不満を感じる者もありうると思われま

しかし、民法解釈学説の分析という、本学会においても近年行われていない作業に果敢に取り組んだという点において、本書の存在意義は大きく、将来にわたって法を分析対象とする社会学的研究が生み出されることを期待させるものであるという意味で、奨励賞に値すると決定しました。

## (2) 平田 彩子『行政法の実施過程：環境規制の動態と理論』（木鐸社）

本書は、著者が東京大学に提出した法学修士論文をベースにしたものです。研究対象としたのは水質汚濁防止法の執行過程で、東京湾岸の7つの政令市の担当者に対するインタビューにより、法的措置がとられることはきわめて稀で、もっぱら行政指導が用いられているにもかかわらず、排水基準の遵守率は高く、指導によって是正される場合がほとんどであるという知見を報告します。この知見自体は、1980年代中期から1990年代初期にかけての六本佳平会員や北村喜宣会員の知見と同様なものですが、著者はこれに対して、まったく新たな説明を試みます。すなわち、規制執行過程が行政と被規制者の相互作用であるところから、これを、自他の行動が相互に相手の行動に依存する戦略的状況の一例であると理解し、戦略的相互作用を分析対象とするゲーム理論によって説明可能であると考えます。そして、条件の異なるゲーム状況に関する理論的・実証的研究を豊富に参照することによって、規制執行過程では行政と被規制者の間に恒常的コミュニケーションが存在するために、協力的な法遵守と協力的な法執行という結果が生ずるという説明を行います。さらに著者は、規制法が被規制者に対して与えるインパクトを、やはり豊富な研究例を参照しながら、法の抑止機能、法の表出機能、法による対象行為の意味の変化などについて、検討します。最後に著者は、ごく謙抑的ではありますが、被規制者とそれを取り巻く人々に対して法の存在と内容の周知に努めること、被規制者とのコミュニケーションを促進すること、威嚇機能としてのサンクション規定を維持することなどの政策論的含意を検討するとともに、組織内部のゲーム分析を行うこと、被規制者側の実態調査を行うことなど、将来の研究課題を指摘して、本書を閉じています。

このように、本書は、実証研究による知見の提示、理論的説明のための既存研究のレビュー、知見の理論的説明、政策論的含意の検討、残された課題の指摘という構成を明晰に備えたものであり、理論的説明を志向した実証研究のひとつの範例を提供したものと評価できます。さらに、実証研究が民事紛争、弁護士、裁判員制度などに集中している現状において、執行過程の実証研究に取り組んだこと自体もまた、歓迎すべきものと評価できます。

もっとも、実証研究の中心は、7つの政令市の執行担当者に対する各々1時間半から2時間程度のインタビューという単純なもので、知見自体に新規性は乏しく、警察や海上保安庁が発見した違反事実をそれらの執行担当者がまったく把握していなかったことからすれば、被規制者の遵守率に対する認識も甘すぎるのではないかという疑問があります。また、理論的説明は、ゲーム理論が適用可能なひとつの分野を発見したということにすぎないのであって、法社会学独自の理論的説明を構築しているわけではないという不満を覚える者もありうると思います。

しかし、正味1年半でこれだけの研究をまとめあげたということ自体、例外的成果と評しうるのであって、将来の発展可能性に大きな期待を持たせるものであるとして、奨励賞に値すると決定しました。

## 2. 論文部門

論文部門では、比較的長編の論文は外国の研究を紹介・整理するものが多く、量的研究にせよ質的研究にせよ、著者自身が一次資料を収集したと評価しうる論文では、研究の一部を学会の部会や掲載誌の特集のテーマに応じて切り取ったという性格のものがほとんどで、研究の全体像を提示するものが見られないということから、今回は授賞作なしという結論になりました。当委員会としては、たとえば所属大学・出身大学の紀要などに、著者自身が収集した資料に基づく、より長編の論文が多数掲載されることを期待しています。

## 受賞の言葉

### 受賞の言葉——第11回 学会奨励賞（著書部門） 常松 淳（東京大学）

この度は拙著『責任と社会：不法行為責任の意味をめぐる争い』に学会奨励賞を授けて頂きまして、ありがとうございます。

社会学者としての私の研究関心は社会における責任——責任という観念を軸として行われている諸実践——の意味と役割にありました。このような研究を進めていく上で、法的責任、更にそれを支えている法的思考の問題を避けることができなくなり、そこでひとまず日本の不法行為責任（論）に焦点を絞って、責任実践における法的思考の役割を分析しようとしたのが本書です。

執筆に当たっては次のような線を狙いました。即ち、不法行為責任の意味を維持しようとする法的な考え方をこれとは全く別種の基準によって外から批判するのではなく、しかし同時に、法の論理に即した専門家の捉え方をただ追認するのでもないような分析です。法専門家の視点を通過しつつ、これを対象化して、その顕在的・潜在的な役割を明らかにしようとしたわけですが、結果としては、不法行為責任に関する日本の法専門家達の概念布置を何とか整理しようとする試みに留まりました。授賞式（選考経過報告）において宮澤先生から「この分野に携わっている専門家ならば、その多くは既知である」とご指摘を受けた通りです。私自身にもこの点の自覚があったので、受賞の報せを受けたときには信じがたい思いでしたが、選考理由として“専門違いの研究者が、近年では珍しくこの種の問題に取り組んだことを評価した”と伺って腑に落ちた次第です。

法を専門的に修めていない私にとって、法（学）の世界はいわば異文化です。この本には、日本の法専門家集団において損害に起因する責任がどのように扱われているかを探る異文化研究という面があります。しかしこの社会で生きる限りは法が異文化であり続けるわけもなく、それ故にこそ、この種の研究も必要だと考えております。今後も責任に関する探究を続けていく上で、法専門家に近い本学会の皆様からのご指導・ご鞭撻を賜れば幸いに存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。

## 受賞の言葉——第 11 回 学会奨励賞（著書部門） 平田彩子（東京大学）

この度は、拙著『行政法の実施過程：環境規制の動態と理論』に対して、学会奨励賞の栄誉を賜りましたこと、大変光栄に存じます。誠にありがとうございます。この受賞の趣旨は「まだまだ未熟だから、もっと頑張りなさい」と叱咤激励を頂いたものに他ならないと感じ、喜びよりも身の引き締まる思いでございます。

拙著は、行政法分野、特に規制法分野における実務の動態について研究を試みたものでございます。私は法学部で行政法を学んだ頃より、行政法、特に規制法はどのように実社会で実施・執行されており、どのように機能しているのか、また人々の行動にどのような影響を与えているのか、について関心を持っておりました。そして大学院に進学してからは、理論的枠組みと実証の両面から行政規制の動態を捕捉したいと思っておりました。

拙著では、水質汚濁防止法に焦点を当て、東京湾岸の行政の現場で、規制法が実際どのように実施されているのかについて、先行研究を参考としつつ、地方自治体や警察機関などの担当者に対する面接調査を実施してその実態の把握に努めました。その上で、調査で確認された規制実務の現状を理論的に位置づけ分析するために、法と経済学（ゲーム理論）の理論的枠組を用いて試みた研究でございます。

本研究は、経験的調査としても、理論的研究としても、その両面において未だ極めて荒削りなものであり、さらに詳細・緻密な調査分析が必要であることは十分に自覚しているつもりであります。このような状態で論文を出版させて頂き、さらに学会奨励賞まで頂きましたことは、身に余る過大評価ではないかと、恐縮至極に感じております。学会奨励賞を頂き、改めて自分の不勉強と能力不足を痛感いたしましたとともに、将来の研究へ向けての多くの課題を再認識いたしました。

学部時代に、太田勝造教授の「法と経済学」の講義を受講し、教授が隣接諸社会科学の方法論を用いて法現象を分析されているのを目の当たりにし、多いに興味を持ったのが、法と経済学の枠組みを自分でも利用してみようと思いつききっかけでした。この場をお借りしまして、太田教授のこれまでのご指導に心より御礼申し上げますとともに、今後ともご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、ダニエル・H・フット教授はじめ東京大学の先生方の厳しくも温かいご指導のおかげで、大学院での研究をなんとか論文にまとめることができたことを感謝申し上げます。本研究について、多くの先生方から懇切丁寧なご指導とアドバイスを賜りましたことも、ここに記して感謝申し上げます。さらには、修士課程をともに過ごした東京大学大学院法学政治学研究科の先輩・友人たちから、貴重なコメントやヒント、そして何より励ましのご叱正を頂きましたことに大変感謝しております。数多くの皆様に、様々な分野の視点から、多くの貴重なご意見を頂けるという非常に恵まれた環境に身を置いているという自らの幸運を改めて認識し、皆様に感謝しても感謝しきれない思いでございます。今後とも、皆様からのご指導・ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。